

平成23年4月8日

契約課

0742-34-1111 内線 2410

## 入札制度改革アクションプランについて

### 1. 目的

昨年7月より外部委員による奈良市入札制度等改革検討委員会で入札制度改革に必要な事項を審議検討していただき、本年3月29日に「奈良市における入札改革のあり方に関する提言」が提出されました。この提言を受け、競争性・透明性・公平性が担保された入札制度構築を目指し、「入札制度改革アクションプラン」を策定いたしました。

### 2. 内容

#### (1) 総合評価落札方式における低入札価格調査制度の試行

総合評価落札方式において、低入札価格調査制度（最低価格の入札参加者が示した入札価格が、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準を下回っている場合には、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を実施した上で決定する制度）を試行実施する。

#### (2) 最低制限価格の設定基準の見直し

現行は国モデルの計算方式に準じ最低制限価格を設定しているが、工事規模・条件に応じ競争性と品質確保の両面から設定基準を見直すとともに、低入札価格調査制度も活用する。

( 3 ) 入札監視委員会の機能充実

入札及び契約結果の事後チェックだけでなく、入札制度、運用全般についての提言機能を持たせる。

( 4 ) 電子入札において積算内訳書の義務付け

不良不適格業者の排除を目的として、積算内訳書の提出を義務付ける。

( 5 ) 入札参加から工事完了に至るまでのチェック強化

不良不適格業者の排除を目的として、工事検査の強化は当然として、入札参加時から工事施工中においても、監督等チェック体制の強化を図る。重ねて、施行体制点検特別立入調査を試行実施する。